

「シニア・ハローワーク」の設置 ～高年齢者等に対する重点的な就職支援～

(高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置(構造改革特区)
平成28年3月22日 厚生労働省通達 職発0322第13号)

特例措置前

- 高年齢者等の採用に意欲的な企業の情報が求職者本人に伝わりにくいことがある。

ニーズ

- 高年齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50歳以上の中高年齢層等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能としてほしい。
- 併せて、高年齢者等と、その採用に意欲的な企業との情報を、同ハローワークに集約させ、効率的・効果的なマッチングを行う仕組みを構築してほしい。

特例措置

- 支援対象者(55歳以上の高年齢者を支援対象とすることを原則とするが、地方公共団体との調整により、例えば50歳以上の中高年齢者等を支援対象とすることとして差し支えない。)の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」を設置する。
- 高年齢層等と、その採用に意欲的な企業との情報を「シニア・ハローワーク」に集約させる仕組みを創設する。

効果

- 高年齢者等の多様な雇用・就業機会が確保される。
- 高年齢者等とその採用に意欲的な企業との間で効率的・効果的なマッチングが行われる。